

川崎市養護老人緊急一時入所事業実施要綱

(目的)

第1条 養護老人緊急一時入所（以下「一時入所」という。）事業は、在宅の援助を必要とする高齢者（原則として、介護保険制度において、要支援・要介護と認定された者を除く。）が、第3条に規定する理由により在宅生活が困難な場合に、一定期間、特別養護老人ホーム等（以下「施設」という。）に入所することにより、これら的高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業の一部を、適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に居住し、身体上又は精神上的の障害があるため、在宅生活を営むのに支障のある65歳以上の高齢者で、次の各号に掲げる理由により、施設に一時入所することが必要な者とする。

- (1) 本人の病気や骨折・打撲等による退院後等に、在宅生活が一時的に困難になる場合
- (2) 同居の家族の入院等のため、本人の在宅生活の継続が困難等の理由により、一時入所を必要とする場合
- (3) その他、緊急的に一時入所を必要とする場合

2 前項の規定に関わらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなければならないことができる。

- (1) 伝染性疾患を有し、一時入所が不相当と認められるとき。
- (2) 入院加療の必要があると認められるとき。
- (3) その他、一時入所の利用が不相当と認められるとき。

(実施施設)

第4条 事業の実施施設は、別表に掲げる施設とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、介護保険法に規定する介護予防短期入所生活介護に準ずるものとする。

(入所の期間)

第6条 一時入所の期間は、原則として1年間に28日以内とする。

(利用の申請)

第7条 一時入所の利用を希望するものは、「高齢者在宅サービス利用申出書（第1号様式）（以下「申出書」という。）に健康診断書を添えて、福祉事務所又は地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）に提出する。

2 支援センターは、利用者の実態調査を行い、「養護老人緊急一時入所事業利用者名簿」（第2号様式）を、実施施設及び福祉事務所長あて、申出書、診断書及び高齢者台帳とともに送付するものとする。

(利用決定及び通知)

第8条 福祉事務所長は、第3条の資格要件を確認し、利用を決定した場合は、「養護老人緊急一時入所事業利用決定通知書」（第3号様式）により、利用者、実施施設及び支援センターあて通知するものとする。

2 福祉事務所長は、利用の申出を却下、変更したときは、実施施設及び利用者あて必要な通知を行う。

(利用料等)

第9条 利用料は、別表に基づく額とする。

2 利用料は、直接実施施設へ支払うものとする。

(業務の報告等)

第10条 実施施設の長は、各月ごとに「養護老人緊急一時入所事業業務報告書」（第4号様式）を請

求書とともに、川崎市長あて提出する。

2 市長は、前項の報告書等に基づき、事業者に対し、委託料を支出する。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別途健康福祉局長が定める。

附 則

(施行規則)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(川崎市在宅ねたきり老人等一時入所事業実施要綱等の廃止)

2 川崎市在宅ねたきり老人等一時入所事業実施要綱、同事務取扱要領、川崎市在宅ねたきり老人等ホームケア事業実施要綱、同事務取扱要領、川崎市在宅痴呆性老人等ナイトケア事業実施要綱及び同事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 実 施 施 設 名 | 所 在 地 | 運 営 主 体 |
|-----------|-------|---------|
|-----------|-------|---------|

| | | |
|----------------------|------------------|----------------|
| 高齢者福祉施設 しおん | 川崎区本町 1-1-1 | (福) 母子育成会 |
| 介護老人福祉施設 桜寿園 | 川崎区桜本 2-39-4 | (福) セイワ |
| 特別養護老人ホーム 夢見ヶ崎 | 幸区南加瀬 1-7-14 | (福) 和楽会 |
| 特別養護老人ホーム しゃんぐりら | 幸区東小倉 6-1 | (福) 母子育成会 |
| 特別養護老人ホームひらまの里 | 中原区上平間 6 1 1-1 | (福) 川崎市社会福祉事業団 |
| 介護老人福祉施設すみよし | 中原区木月祇園町 2-1 | (福) セイワ |
| 介護老人福祉施設みやうち | 中原区宮内 1-25-1 | (福) セイワ |
| 介護老人福祉施設すえなが | 高津区末長 2 7 6-3 | (福) セイワ |
| 介護老人福祉施設鷺ヶ峯 | 宮前区菅生ヶ丘 1 3-1 | (福) セイワ |
| 特別養護老人ホーム多摩川の里 | 多摩区中野島 6-13-5 | (福) 川崎市社会福祉事業団 |
| 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里 | 多摩区长沢 2-11-1 | (福) 川崎市社会福祉事業団 |
| 特別養護老人ホームよみうりランド花ハウス | 多摩区菅仙谷 4-1-4 | (福) 読売光と愛の事業団 |
| 特別養護老人ホーム太陽の園 | 多摩区栗谷 2-16-7 | (福) 照陽会 |
| 特別養護老人ホーム虹の里 | 麻生区王禅寺 9 6 3-2 6 | (福) 慈正会 |
| 特別養護老人ホーム金井原苑 | 麻生区片平 1 4 3 0 | (福) 一廣会 |
| 特別養護老人ホーム緑陽苑 | 麻生区栗木台 1-12-1 | (福) ひまわりの会 |

別表（第9条関係）

| 世帯区分 | 利用者負担額 | | |
|--------|----------|----------|---------|
| | 利用料 | 送迎費用 | 食費・日用品費 |
| 生活保護世帯 | 1日あたり 0円 | 1回あたり 0円 | 施設の定めた |

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p style="text-align: center;">そ の 他 世 帯</p> | <p style="text-align: center;">1日あたり</p> <p>事業費から滞在費を減じた額 (介護保険制度における介護報酬の算定方法を準用して、各施設の区分に応じた介護予防短期入所生活介護費の要支援1の単位数に、介護職員処遇改善加算(I)を足した単位数により算定した額)から、当該額に90%を乗じて得た額(小数点以下切捨て)を減じた額に、居室ごとの滞在費(1日あたり、多床室:320円、従来型個室:1,150円、ユニット型準個室:1,640円、ユニット型個室:1,970円)を加えた額</p> | <p style="text-align: center;">1回あたり 194円</p> | <p style="text-align: center;">実費相当額</p> |
|--|---|---|--|

ただし、第3条第1項第3号に掲げるもののうち、家族の一時的な旅行等、自己都合を理由として一時入所する場合には、世帯区分に関わらず、原則として事業費全額(介護保険制度における介護報酬の算定方法を準用して、各施設の区分に応じた介護予防短期入所生活介護費の要支援1の単位数に、介護職員処遇改善加算(I)を足した単位数により算定した額に、居室ごとの滞在費を加えた額)を利用料とする。